



賭博債務の免除から所得は生ずるか

—アメリカの最近の租税事情—

東京大学助教授 増井良啓

目

次

- | | |
|--------------------|------------------------|
| I はじめに | B より早いタイミングで課税する例 |
| II Zarin事件 | C まぎらわしい例 |
| A 事実の概要 | D 債務免除額を所得として認識することの意味 |
| B 租税裁判所の判決 | IV 賭けに負けることは消費か |
| C 第三控訴裁判所の判決 | A Zarin事件へのあてはめ |
| D 事案の特色 | B Shaviroの分析 |
| E 問題の所在 | C 問題のおきかえ |
| III 債務免除額はなぜ所得になるか | V おわりに |
| A 基本的な考え方 | |

I はじめに

最近の米国の租税事件の中でも、群を抜いて興味深いのが、*Zarin v. Commissioner*, 916 F2d 110 (3rd Cir. 1990), rev'd 92TC1084 (1989) である。この事件では、カジノに通いつめ大損を出した納税者が、のちに和解によって胴元からの取立てを免れた場合、債務の免除による所得が生ずるか否かが争われた。本稿は、この事件を素材とした米国の最近の議論を紹介するものである。

II Zarin事件

A 事実の概要

原告Zarin（以下X）は、建築関係の技術者である。Xがアトランティック・シティーのリゾート・インターナショナル・ホテル（以下R）で賭博に熱中し始めたのは、1978年のことである。この年は、ニュージャージー州がアトランティック・シティーでのカジノ開帳を合法化してから、2年後にあたる。Rは、信用調査を行ったのち、Xに対して1万ドルの貸付限度額を設けた。Xは、markerとよばれる小切手とひきかえにRからチップを取り、そのチ

ップをカジノで賭けていた。

Xがのめりこんだのは、さいころを用いたcrapsというゲームである。まもなく、Xは、日常的にカジノでの最高額を賭ける法外な高値師 (high roller) として知られるようになつた。Xは、Rの大切な御客様として扱われており、以後の信用調査なしに定期的に貸付限度額を引上げさせ、また、多くのサービスや特典を無料で受けていた。1979年11月までに、Xの信用枠は20万ドルに引上げられた。1978年6月から1979年12月の間に、Xは250万ドルの負けを出し、その全額を返済した。

この間、Rは、ニュージャージ・カジノ管理委員会によって、州賭博法に対する809の違反の容疑で調査をうけた。そのうち100はXに関するものであった。委員会は、RのXに対するこれ以上の信用供与を違法とする旨の緊急命令を発した。しかし、Rはこの命令を無視し、Xの小切手を支払済とみなすことによって、あるいは、一時的に貸付額を増額することによって、Xの信用枠を増加させた。この行為はのちに違法とされている。

1980年1月までには、Xは、毎日12~16時間をRのカジノで過ごし、強迫的かつ制御不能な状態でギャンブルにふけるに至っていた。4月、Rは再度、調査なしにXへの貸付限度額を引上げた。同月、XはRに小切手を引渡したが、資金不足で不渡りになった。その総額は343万5千ドルである。4月末、RはXへの貸付を停止した。

Xが返済の意思を表明したにかかわらず、1980年11月、Rは、この343万5千ドルを回収するために、Xに対する訴えをニュージャージ州裁判所に提起した。Xは、強迫的賭博者の保護を目的としたニュージャージの規則の下でRの請求が執行不可能であることを理由に、支払いを拒否した。10ヶ月後、1981年9月に、RとXは総額50万ドルの支払で和解した。

問題となったのは、上の343万5千ドルと50万ドルとの差額293万5千ドルが、Rとの和解による債務免除益としてXの1981年の所得に計上されるか否かである。

B 租税裁判所の判決

租税裁判所は、11対8の僅差で、Xに債務免除益が生じているという内国歳入庁の立場を支持した。

「Xは借金を負った時に価値を受取ったのであり、当該価値を返済するというXの約束のみが貸付取引時の右受取価値の課税を免れさせた、というのが当審の結論である。それゆえ、後の年度において、返済債務の一部が免除された時には、債務の免除から所得が生ずるという原則（[内国歳入法典－以下「法」とのみ記す] 61条(a)項(12)号）が適用されるべきである。（92TC1094）」

これに対しては、三つの反対意見が付されている。その一は、当該債務は法律上執行不可能であったから、Xは、さきに債務を負った時点で金銭価値を明らかに測定しうる非課税利益を受取ったわけではない、それゆえ債務免除によるXの富の増加はない、というTannenwald裁判官の意見である。その二は、XのRに対する賭博債務はもともと無効であり、Xの受取った345万5千ドルは1980年の賭博利得として所得に計上され、かつ、その全額が賭博損失として控除される（法165条(d)項）、というJacobs裁判官の意見である。その三は、債務の金額の減少は、チップの価格調整であって債務の一部免除ではない（法108条(e)項(5)

賭博債務の免除から所得は生ずるか

号）、というRuwe裁判官の意見である。

C 第三控訴裁判所の判決

Xの控訴に対して、連邦第三控訴裁判所は2対1で原判決を破棄し、Xに債務免除益は認められないと判示した。

「結論として、当審は、二つの理由から、Xには債務免除による所得がないものと判断する。第一に、内国歳入法典108条(d)項(1)号の要件がみたされていないので、債務の免除に関する法典の条文が適用されない。第二に、Xの賭博債務に関する和解は係争債務（contested liability）にあたる。（916 F2d 117）」

これに対しては、Stapleton裁判官が反対意見を記している。

D 事案の特色

以上のように、この事件においては、賭博債務の免除からXに所得が生ずるか否かが争われた。この点が裁判所に訴えるだけの実益のある争点となった背景には、次の事情がある。第一に、法108条(a)項(1)号(B)は借主が支払不能の場合につき債務免除額を総所得に含めない旨定めているところ、Xは自らが支払不能である旨の主張をしなかった（916 F2d 112 note6）。第二に、賭博損失の発生年度が1980年である一方、債務が免除されたのは1981年であるため、もともと両者の相殺可能性は排除されていた（92TC1096）。租税裁判所におけるJacobs裁判官の反対意見の狙いは、この年度帰属のずれを解消させることにあった。本件の争点が問題になるそもそもの前提としては、このような事案の特色があったのである。

なお、賭博活動の課税に関連して、カジノ側のいわゆるtip incomeについては、一般的にその捕捉が困難である旨指摘されている（Tax Notes, Apr. 11 1988, 164）。

E 問題の所在

租税裁判所と第三控訴裁判所とで判断が分かれたのと同様、この事件に関する論者のコメントも、多岐に分かれている。

この事件にふれる論考としては、次のものがある。

- ① Sheppard, A Gambling Exception to Cancellation of Indebtedness Income? Tax Notes, Dec. 31, 1990, 1516.
- ② Nassau, Cancellation of Gambling Debts and Not-So-Phantom Income, Tax Notes, Jan. 14, 1991, 188.
- ③ Hamilton, Third Circuit's Contingent Liability Theory Produces Correct Result in Gambling Debt Discharge Case, Tax Notes, Jan. 28, 1991, 409.
- ④ Newman, Five Will Get You Ten: You Haven't Heard the Last about 'Zarin', Tax Notes, Feb. 11, 1991, 667.
- ⑤ Gunn, Another Look at the Zarin Case, Tax Notes, Feb. 25, 1991, 893.
- ⑥ Culp & Marsh, Avoiding Cancellation of Debt Income Where the Liability

is Disputed, 74 Journal of Taxation 288 (1991)

⑦ Shaviro, The Man Who Lost Too Much: Zarin v. Commissioner and the Measurement of Taxable Consumption, 45 Tax Law Review 215 (1990)

まず、控訴裁判所の判示に対するコメントを整理してみよう。

控訴裁判所は、債務免除益の計上を否定するにあたって、第一に、法108条(d)項(1)号の要件をみたさないという点をあげる。しかし、この点に関しては、条文操作の誤りであるという批判が強い (Stapleton裁判官の反対意見 916 F2d 118, note8; ⑦p. 253)。すなわち、所得計上の根拠条文は法61条であって、法108条は除外規定にすぎない。それゆえ、108条についてのみ通用する定義規定である (d) 項(1)号をみたさないからといって、法61条の適用を排除する理由にならない、というのである。なお、この部分の判示は第二の理由の前提をなしているわけではないから、不要であった、との指摘もなされている (⑥p. 289)。

次に、控訴裁判所は、Xの債務免除益を否定する第二の理由として、係争債務の法理 (contested liability doctrine) という考え方を用いる。具体的には、次のように述べられている。「XはRに対して343万5千ドルの執行不可能な債務を負っていた。Xが善意で当該債務の返済義務を争ったのち、両者は50万ドルで和解し、同額をXは支払った。この50万ドルの和解額が、租税上認識される損失の額および債務の額を決定する。Xは50万ドルを借りていたものとみなされるので、そして、XはRに50万ドルを支払ったから、結果としてXには不利な租税上の帰結は生じない。(916 F2d 116)」この理由づけに関しては、係争の有無ではなく執行の可否こそが問題であるとするもの (①p. 1517)、執行不可能性はXの所得計上を否定する根拠にならないと批判するもの (⑤p. 895)、債務免除益の発生を阻止するに足る係争とは借入額に関する実質的な争いであることを要すると射程を限定するもの (⑥p. 290) 等の批評がみられる。

以上が、控訴裁判所の理由づけに対応する論者の意見である。これらは、あるいは条文を操作あるいは法理を適用することに関して、その当否を論ずるものである。では、このような法律論の奥にあって、論者の結論を左右しているのは、何であろうか。それは、Xが1980年にRから受け取ったのはいくらか、という点に関するとらえ方の差のように思われる。

一方で、租税裁判所に賛成してXに債務免除益ありとするものは、Xが何を受け取ったにせよ、その価値は343万5千ドルであったとする (①p. 1518; ②p. 188)。たしかに、もし仮にXが和解のかわりに343万5千ドルの全額をRに支払わなければならなかつとすれば、Xにその控除を認める理由はない。すると、Xが和解によってこの場合よりも有利な立場にたっただけ、Xには所得があったともいえそうである。

他方で、控訴裁判所に賛同してXに債務免除益なしとするものは、Xはギャンブルをする機会を入手したにすぎず、その価値はせいぜい50万ドルであったとみる (⑥p. 894; ⑥p. 290; また、Chirelstein, Marvin A., Federal Income Taxation, 57, 6th ed. 1991)。もしこのようを考えず、Xが額面どおり343万5千ドルを受け取ったと考えた場合には、Tannenwald裁判官が次のように指摘するように、不可解な結果におちいる。「Xがチップを賭ける喜びか

賭博債務の免除から所得は生ずるから金額分の価値を受け取った（したがって賭博の喜びと富の増加を等しくした）という考え方では、ギャンブラーが負ければ負けるほど、彼の喜びはより大きくなり、したがって彼の富の増加がより大きくなる、という不条理な結果をもたらす。(92TC1101)」同じことを言葉をかえていえば、一連の取引のうち、本当にXは293万5千ドルだけより富んでいたのだろうか。裏をかえせば、Xはいったいどれだけの額を消費したのだろうか。

これが、この事件における根本の問題である。そこで、以下では、この点について考えることにする。まずⅢでは、前提として、債務免除益一般に関する考え方をまとめる。しかるのち、Ⅳで、賭博債務の場合について、⑦論文を参考にしながらありうべき議論を整理する。

III. 債務免除額はなぜ所得になるか

A 基本的な考え方

借入金は所得にならない。なぜか。借入と同時に債務が生ずるからである。より正確にいえば、元本の収受のあった年度に、将来の返済債務を見越計上することによって、借主には純資産の増加がないことになるからである。

同じことの裏返しとして、元本の返済は控除できない。返済と同時に債務が減少し、ネットでみた場合に借主の経済力の大きさが変化しないからである。

では、債務が免除された場合はどうか。もともと、借入金が所得から除外されたのは、借主が元本を返済する義務を負っていたからである。これに対して、債務が額面金額以下に減額された場合には、借主はもはや額面金額だけの返済をする義務を負わないから、この前提が崩れる。借主は、支払わねばならぬ額よりも多くの額を受取りかつ所得から除外したことになる。つまり、借主の富はネットでみて免除分だけ増加している。それゆえ、そのnet worthの増加額を所得に計上するのである。

したがって、一般論としては、債務の免除からは、借主の受取金額と借主の債務返済のための支払金額との差額だけ、借主に所得が生ずる、ということになる。このことを示す式が表1である。なお、以上の考え方からは、借主にとっての債務免除益の額が貸主にとっての貸倒損失 (bad debts) の額と等しくなるというのが、対称的な取扱いになるであろう。

受取金額	-	支払金額
		債務免除益

以上は、⑧Bittker & Thompson, Income from the Discharge of Indebtedness: The Progeny of United States v. Kirby Lumber Co., 66 California Law Review 1159 (1978) による。⑧論文は、債務の免除から所得が生ずる旨をのべたりーディングケース United States v. Kirby Lumber Co., 284 U. S. 1 (1931) 以降の米国法の展開を実証的に追ったものである。⑧論文の主張は、米国の判例法・制定法が必ずしも上の一般論をそのまま展開したわけではなく、多くの例外や誤解を生んできたという点にある。なお、⑧論文の内容は、改訂された形で⑨Bittker & Lokken, Federal Taxation of Income, Estate, and Gifts, Vol. 1, 6 - 26 以下 (1989) に収録されている。

B より早いタイミングで課税する例

上にみたように、債務免除益が所得として課税されるのは、借入金が所得から除外されていなかったからであった。このような借入金の取扱いと異なり、金銭の収受の時点で、返還債務の存在の可能性を無視して、受取額を所得に計上する場合がある。

その第一は、不法利得の場合である。

横領犯は金を着服した年度に課税されるというが、米国の判例である。James v. United States, 366 U. S. 213 (1961)。この点について、⑩Popkin, The Taxation of Borrowing, 56 Indiana Law Journal 43, 46 (1980) は、次のように説明する。James事件において最高裁判所は、横領金に課税する理由として、管理・支配の法理を強調した。この法理を用いることによって、裁判所は、返還債務に服した受取金の課税に関して、all or nothingのアプローチをとることができるようにになった。すなわち、十分な管理・支配がある場合には、受取額の全額が課税され、逆に返済年度に控除されることになる。他方、十分な管理・支配を欠く場合、おそらく融資についてはこの場合にあたることになるであろうが、金銭は受取時には課税されず、仮にのちに返済がなされなかつたとすればそのときになって課税される、というわけである。」

借入金よりもより早い時期に課税する第二の例は、いわゆる「権利の主張 (Claim of Right)」の場合である。

この点に関するリーディング・ケースたる North American Oil Consolidated v. Burnet, 286 U. S. 417, 424 (1932) は、次のように述べる。「納税者が権利の主張の下に収益を受取りその処分に何らの制約もない場合、彼は返還することを必要とされている所得を受取ったことになる。たとえ彼に金銭を保持する権原がないとなお主張されていたとしても、また、彼が同額を返還する義務を負う旨判決をうける可能性がなおあったとしても、彼は所得を受取ったのである。」つまり、権原の正当性が争われていても、収受した金額を所得に計上するというのである。そして、このことの論理的延長として、金銭の返済額は控除されることになる。

この二つの例と借入金との違いは、金銭受取時に債務を見越計上するか否かの点にかかっている。債務を立てなければ受取額は所得に計上され、のちに返還された時に控除される。債務を立てれば受取額は所得から除外され、のちに返還されても控除を受けない。もちろん、前者の場合には、すでに借入時に受取額が所得に含められているために、債務免除益はそもそも問題にならない。

C まぎらわしい例

Aで述べたように、債務の免除を含む一連の取引の全体から借主の純資産増加が生じる場合に、債務免除益は生じる。したがって、債務の免除があるようにみえる場合であっても、借主のnet worthに全体として変化の生じない場合には、債務免除益は生じない。このことを、⑪Andrews, William D., Basic Federal Income Taxation, 309 (4th ed. 1991) の例を参考にして論じておこう。

一贈与約束。父が娘に贈与をする旨書面で約束した。のちに娘は父をその約束から解放し

賭博債務の免除から所得は生じるか

た。この場合、父は、債務を負い、のちにその債務を免れた。したがって、結果として父の富に変化はないから、債務免除益は生じない。

一価格調整。顧客が弁護士から報酬として1,000ドルの請求書を受け取った。顧客がそれは高すぎると文句を言い、弁護士は1,000ドルのかわりに600ドルを受け取ることに同意した。これは報酬料の調整にすぎず、顧客に債務免除益は生じない。

一現物による弁済。素人画家の甲が、弁護士から100ドルの請求を受けた。現金がなかったので、甲は弁護士を説得して、自分の描いた絵で返済をすませた。その絵は時価100ドル、調整取得価額70ドルであった。この取引は、甲が絵を現金化し、得られた100ドルの現金を用いて弁済したのと同じである。つまり、全額弁済であって、債務は免除されていない。それゆえ、この場合、債務免除益の生ずる余地はない。ただし、絵の処分から30ドルの利得が生ずる。この点については、前掲⑧p. 1172が、米国裁判例の混乱を指摘している。

一判決効と時効。夫が妻に訴えられ、「妻に1万ドルを支払え」との判決をうけた。しかし、1セントたりとも支払うことのないまま、時効をむかえた。この場合、夫は、1万ドルの債務を負い、のちに同額の債務を免れた。よって、全体として夫の富に純増はないから、夫には債務免除益は生じない。

一第三者弁済。従業員の所得税を使用者が肩代わりして支払った場合、従業員にとっては租税債務が第三者の支払いによって免除されたと同じことになるから、従業員に所得が生じるとした判例がある。Old Colony Trust Co. v. Commissioner, 279 U. S. 716 (1929)。これは、使用者の従業員に対する求償権の免除あるいは不存在を前提としているものとおもわれる。

一債権譲渡。⑨論文 p. 1173によると、「貸主が借主に対する債権を額面以下で第三者に譲渡した場合、借主の観点からは債務が免除されたのではなく単に別の貸主に移転されただけなので、Kirby Lumber 判決の下で所得は生じない。」

以上、いくつかのまぎらわしい例について論じた。二点だけ付言する。第一に、債務の免除は、債務免除益をもたらすのではなく、給与や出資、贈与等にあたるものと認定されることがある (⑧p. 1174)。第二に、実際問題として最も予想しうるケースである借主支払不能の場合には、II Dで少し触れたように、法108条(a)項および(b)項が、債務免除額を総所得から除外し、同額を純事業損失等の額の減少にあてる取扱いを定めている。

D 債務免除額を所得として認識することの意味

米国における債務免除益の取扱いに関しては、大要以上のような考え方方が述べられている。しかし、このような考え方は必ずしも絶対であるわけではなく、そこには種々の限界がある。

第一に、上の考え方とは、貨幣の名目価値にとらわれている。インフレーションによる債権価値の目減りを考慮していない。また、市場利子率の存在を考えると額面額のうちいくらかは割引利息額にあたりうるが、上の議論はつねに額面金額をもって元本の額とみている。

第二に、上の考え方と異なり、課税のタイミングを早めたり遅らせたりする取扱いも、論理的には十分に成立する。たとえば、(イ) 借入金を所得として認識し、返済額の控除を認めるという取扱いは、必ずしも不条理なことではない。むしろ、単に債務を見越計上しないと

いうだけのことであるから、それなりに一貫しているともいいう。そしてBすでに論じたように、この取扱いの下では債務の免除から所得が生じることはない。さらに別の可能性としては、たとえば、(ロ) 借入金額を所得から控除し、返済額の控除を認めないという取扱いをとりつつ、債務免除額を所得項目に計上することなく当期あるいは将来の費用項目の減少にのみあてるという措置もありうる。このような例として、Cの最後に触れた支払不能の場合の米国法の取扱い（法108条(a)項および(b)項）がある。カナダでも同様の取扱いが法文化されている（Income Tax Act Section 80; Frankovic, Taxing Times: Foreclosures, Default Sales, Debt Forgiveness, Doubtful and Bad Debts, 39 Canadian Tax Journal 889, 906 (1991)）。

第三に、上の考え方のみに固有の問題ではないが、借入金に対する課税繰延べは、所得税一般がそうであるように、借主の現在消費を優遇する。これに対して、消費型所得税の下では、借入金のうち消費にあてられた額はその年度に課税されるから、現在消費と将来消費の中立的取扱いが保たれる（前掲⑩論文p.p. 44,65）。なお、所得税の下で、借入金の課税繰延べは、利子控除および加速償却資産への投資と相まって、巨大な節税の機会を提供する。

IV. 賭けに負けることは消費か

A Zarin事件へのあてはめ

それでは、IIIで述べた基本的な考え方を用いて、Zarin事件を分析してみよう。IIの末尾に指摘したように、この事件の核心は、Xが1980年に受け取った額はいくらか、という点にある。このことを、III Aの表1に示した数式によって具体的に述べれば、表2のようになる。

表2

	債務免除益肯定説	債務免除益否定説
受取金額	3,435,000	500,000
支払金額	500,000	500,000
債務免除益	2,935,000	0

一方で、債務免除益ありとする説においては、Xは1980年に343万5千ドルの価値を非課税で受け取ったものとみる。それゆえ、のちに50万ドルのみを支払うことになった本件では、差額の293万5千ドルがXの債務免除益となる、と帰結される。これは、内国歳入庁の立場および租税裁判所の法廷意見である。

他方で、Xに債務免除益なしとする説においては、Xの受取金額はせいぜい50万ドルを上回るものではなかった、ととらえる。控訴裁判所の法廷意見が係争債務の法理の適用によって達成しようとしたことは、まさにこのことである。また、租税裁判所の反対意見において、Tannenwald裁判官が当該賭博債務の執行不能を理由に繰々述べられたところも、そして、

賭博債務の免除から所得は生ずるか

Ruve裁判官が価格調整にあたると主張されたところも、つまるところ、Xの受取金額を圧縮しようとする試みにほかならない。

B Shaviroの分析

このように、本件争点の解決をむずかしくしているのは、Xの受取金額の評価がはっきりせず、それゆえXの経済力の指標としての資産増加（accretion）があったかどうか判断しにくいという、賭博債務の特性である。いま、Andrewsになって、所得の概念をその使用（use）の角度から消費（consumption）と蓄積（accumulation）の二つの構成要素に分けてとらえてみよう（⑪p. 301）。すると、所得の源泉（source）の角度からここで受取額の問題とされているものは、所得の使用の角度からは、Xの消費をどう測定するかという問題であるということになる。Xは賭けに負けることによって一体どれだけの額を消費したのか。

この点について、「Zarin事件の提起する争点はもっぱら消費にかかるものである（⑦p. 222）」と述べて、Xの消費の測定にとりくんだのが、シカゴ大学のShaviroによる⑦論文である。この論文は、その一般論において所得概念に関する基礎的な理論的考察を行っている。また、Xのフリンジベネフィットの課税や賭博中毒者の心理所得（psychic income）の問題、所得計上と控除否定との理論的同値性の問題に触れるほか、法律論についても包括的な検討がなされている。ここでは、Xの消費の測定について論じている部分にかぎって、しかもその結論のみを見ておこう。

消費はどのように測定されるべきか。消費の主観的価値に到達する唯一の実際的な方法は、それにかえて客観的に観察可能な近似値（proxy）にたよることである。このような客観的近似値として、Haig-Simonsの所得の定義の下では、適正市場価値が用いられる。しかし、納税者のコストが適正市場価値と異なる場合には、税制はふつうコストによっている。納税者のコストを優先する理由は、それが心理的価値の近似値としてよりすぐれていること、および、執行の便宜にある（以上⑦p.p. 223-229）。

このように消費の測定につきコストを用いるアプローチをとった場合、賭博はどう課税されるべきか。まず、賭博活動は、私的消費か事業・投資か。米国の現行法はこれを消費と位置づけ、賭博から生ずる純利得を課税する一方で、賭博純損失の控除を否定している。これは、賭博で負けた額が全額すなわち消費額であるという理解によるものである。しかし、賭博者は、他の多くの消費者と異なり、事前に正確に自分の消費コストを予知することができない。また、賭博損益の中には、消費と無関係な、短期の運による部分も含まれている。そこで、理論的には、賭博のコストは二つの要素を有しているとみるべきである。（イ）第一の期待コスト（expected cost）は、賭博者が賭博により自らの純資産を減少するとわかつたいた額であるから、控除不可能な消費支出とされる。（ロ）第二の運に基づく結果は、単なる投資変動であって、プラスなら課税されマイナスなら控除される。ただし、このアプローチは実際的でなく、また理論的にもいくつかの欠陥を有している（以上⑦p.p. 230-233）。

このような期待コストアプローチを本件にあてはめるとどうなるか。Xは継続的に多額の金を賭けていたから、第二の（ロ）運に基づく投資変動の存在は考えにくい。むしろ、長期にわたって賭けつづけた結果、実際のコストが期待コストに近くなったとみるべきであろう。し

かしながら、Rの州法違反あるいは債権回収の困難からすると、和解によって債務が割引されることは事前に確かだったのではないか。つまり、期待コストは343万5千ドルより少なかったのではないか。そして、客観的期待コストアプローチの下では、おそらく50万ドルが予知可能な和解結果であったのである（以上⑦p.p. 233-234）。

以上の理由によって、Shaviroは、Xに債務免除益なしと結論している（⑦p. 251）。

C 問題のおきかえ

Shaviroの分析は、消費の測定という角度から本件の問題に接近するものであり、いろいろな意味で興味深い。しかし、その内容を仔細に検討すると、問題を論ずる場所を、従来の受取金額にかかる平面から、消費の測定という平面へと移しかえただけであるということに気づく。そして、彼の分析は必ずしも明快な問題の解決を導くには至っていないのである。

ここで、彼の分析の問題点を若干指摘しておこう。まず何よりも、Xの期待コストが客観的には50万ドルと計測されるという主張は、かなり恣意的である。事前の期待コストをどう数量化するかが問題であるのに、あとで判明した和解額をもってこれにかえるというのでは、やや結論先行の感を否めない。さらに、⑦p. 234自体が認めるように、消費の心理的価値の近似値としては、期待コストよりも適正市場価値のほうがすぐれている、という議論もありうる。とすると、Xの消費額は343万5千ドルであったということになってしまう。

このようにみると、本件に関する理論的研究の成果としては、残念ながら、この論文のむすびの一言ほど多くを語るものはないものと思われる。「私の結論は究極的には美的根拠に基づくものであって、所得税の基本前提からの論理必然の帰結ではない。（⑦p. 252）」

以上を要するに、Shaviroの分析は、第三控訴裁判所がいわゆる係争債務の法理の適用によって導こうとした結果を、期待コストによる消費の測定というやり方で導出するものである、とみることができよう。

V おわりに

Zarin事件はむずかしい事件である。本稿では、そのむずかしさが何に由来するのかをたどって、債務免除益に関する議論を整理したのち、受取金額の評価の困難あるいは消費の測定の困難が問題の根本にあることを明らかにした。本件では、Xに債務免除による所得ありと認めると、賭博で負けた者にさらに追い討ちをかけることになってしまう。これは酷であるといいう人情が裁判官の意見に影響したであろうことは、容易に想像できるところである。しかしながら、理論的にみた場合、本件には必ずしもすっきりと説明できないところが残ってしまうように思われる。

（筆者は、現在、在ハーバード大学客員研究員）

THE BETTING CLERK's horses didn't win, and the IRS showed him his place.

Temptation overcame a New York Off-Track Betting clerk, Mark D. Collins, one day in 1988. He began punching tickets, losing, and raising his bets until he had given himself \$80,280 in unpaid tickets. The last two races won him \$42,175, but he ended up \$38,105 short for the day. He confessed and later pleaded guilty to grand larceny. Then the IRS hit him with a tax bill for unreported income from gambling.

Collins contested the bill, arguing for one thing that the tickets were worthless and yielded no income. The Tax Court found he got \$80,280 worth of "opportunities to gamble" as income, but said he could deduct winning tickets he gave back to the OTB. Still, it refused to let him deduct betting losses from income, as gamblers are allowed to do. Judge Beghe said Collins was wagering "only in the sense that he gambled that he would not be caught."